

令和6年度

総合評価落札方式ガイドラインの改正について

令和6年度の主な改正内容

1 簡易な施工計画

- 技術的所見の文字数を規定
- 「③ 施工上の対処すべき技術的所見」の事項を改正

2 企業の施工能力等

- 表彰等における共同企業体の取り扱いを改正
- 「北海道建設部工事等優秀者表彰」の取り扱いを改正

3 担い手の育成・確保

- 「雇用環境への取組」奨学金返還支援の取り扱いを改正

4 地域の守り手確保

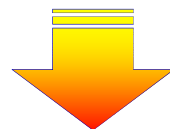
- 「多様な雇用への取組」の「障がい者の就労支援」の取り扱いを改正

1 簡易な施工計画

●簡易な施工計画に係る技術的所見について 技術的所見の記載について文字数の制限を規定

改正前

- 文字数の規定なし（様式内に収まればOK）



改正後

- 簡易な施工計画に係る技術的所見については、簡潔に記載することとし1つの事項につき400字程度以内で記載すること。

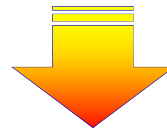
1 簡易な施工計画

●簡易な施工計画の項目

③ 施工上の対処すべき技術的所見について、事項を改正

改正前

- ア 周辺環境対策をより効果的に行うための技術的な工夫に関する事項
- イ より安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理等に係る技術的な工夫に関する事項
- ウ 一般交通の安全確保等のために行う、より効果的な交通安全対策に係る技術的な工夫に関する事項
- エ その他（個別の工事毎に、具体的に設定）



改正後

- ア **自然環境対策**をより効果的に行うための技術的な工夫に関する事項
- イ **社会環境対策**をより効果的に行うための技術的な工夫に関する事項
- ウ より安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理等に係る技術的な工夫に関する事項
- エ 一般交通の安全確保等のために行う、より効果的な交通安全対策に係る技術的な工夫に関する事項
- オ その他①（**発注者が**個別の工事毎に、具体的に設定）
- カ その他②（**入札参加者による独自設定**）

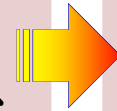
2 企業の施工能力等

●共同企業体における表彰等の取り扱いを改正

共同企業体の構成員の複数に同一の表彰実績がある場合の取り扱いを改正

改正前

共同企業体において、構成員の複数に表彰実績がある場合においても「申請」は単体における場合と同様の扱いとし、「申請」による落札以後は、その構成員は申請できない。



改正後

共同企業体において、構成員の複数に表彰実績がある場合は、**いずれかの構成員の表彰をもって当該共同企業体の「申請」とすることができる。**
「申請」による落札以後は、申請した構成員は、**単体、共同企業体を問わず申請できない。**

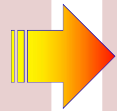
※ 担い手の育成・確保における、**「新規の雇用」も同様の取り扱い**

●「北海道建設部工事等優秀者表彰」の取り扱いを改正

「北海道建設部工事等優秀者表彰」の入札参加資格区分の取り扱いを改正

改正前

各建設管理部での適用は、**入札参加資格に関わらず年1回限り**

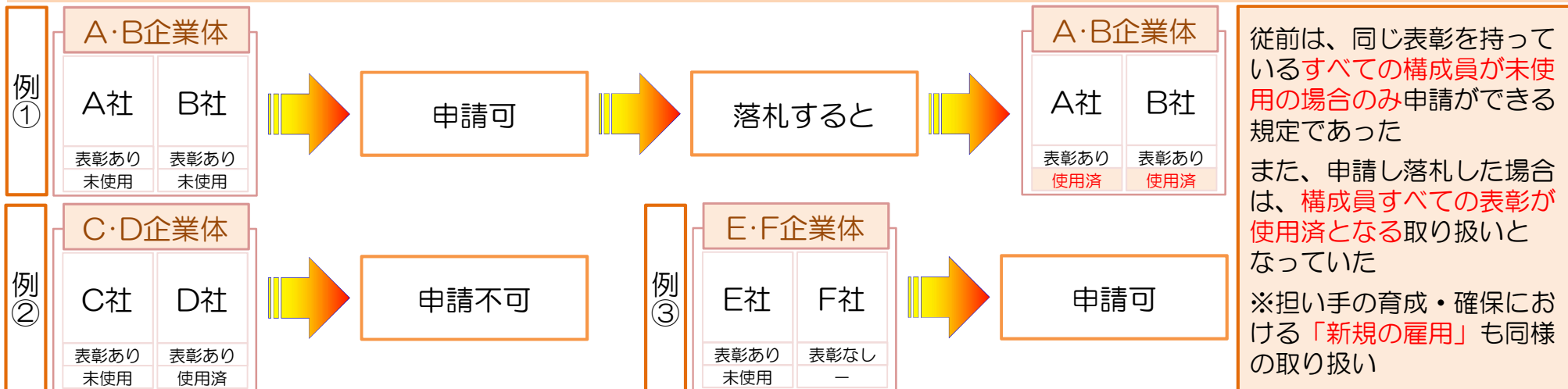


改正後

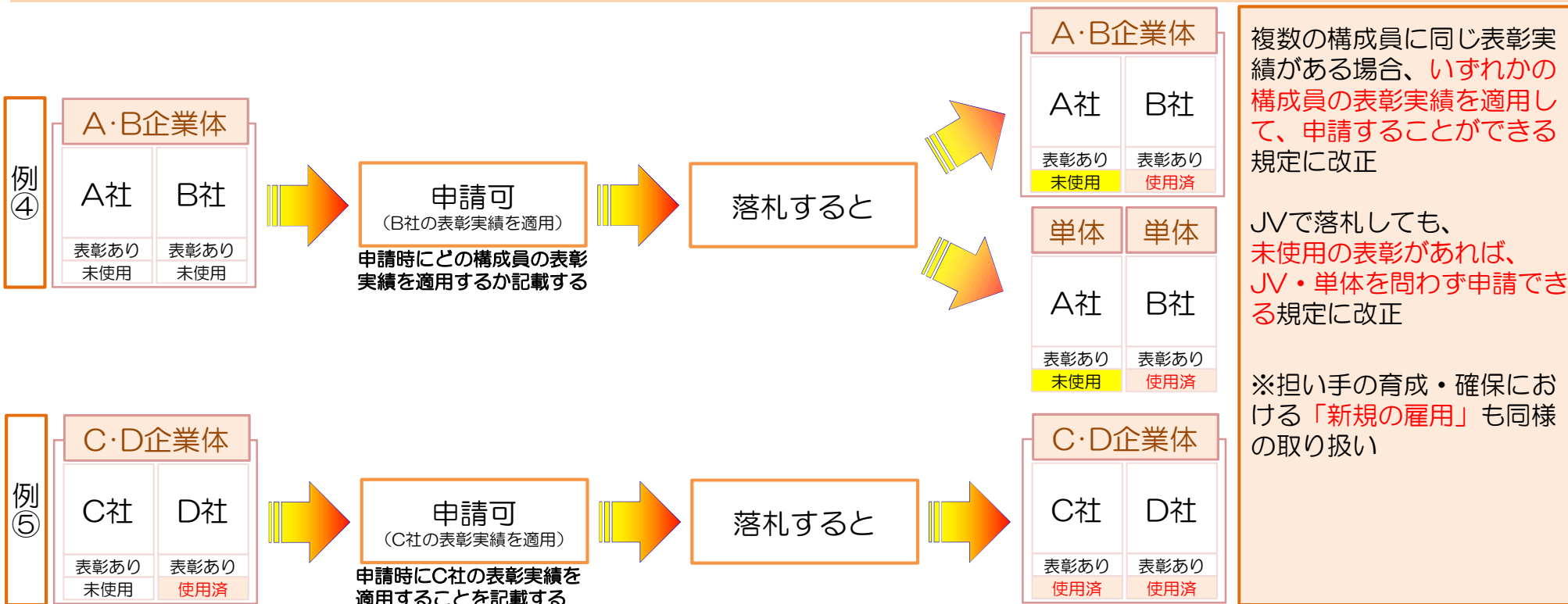
各建設管理部での適用を、**受賞した入札参加資格区分ごとに年1回適用**
※一般土木と舗装の表彰を持っていれば、**一般土木で1回、舗装で1回適用できる**

図解 共同企業体における表彰等の取り扱い

●従前の取り扱い



●令和6年度のガイドライン改正での取り扱い



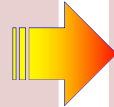
3 担い手の育成・確保

●「雇用環境への取組」奨学金返還支援に関する取り扱いを改正

評価対象を貸与型奨学金の返還支援のみから、給付型奨学金も対象とする規定を追加

改正前

奨学金返還の支援を行っている、又は行う規定を設けている企業。



改正後

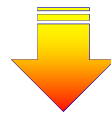
奨学金返還の支援、又は奨学金支給（給付団体への出資を含む）を行っている、又は行う規定を設けている企業。

4 地域の守り手確保

●地域社会貢献「多様な雇用への取組」のうち「障がい者の就労支援」の取り扱いを改正

改正前

令和5・6年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「障がい者の就労支援」の審査において評価された企業。



改正後

令和5・6年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「障がい者の就労支援」の審査において評価された企業、又は北海道働き方改革推進認定制度の「障がい者」の取組分野に該当があり、写しの提出があった企業。

(北海道働き方改革推進企業認定制度の有効期間の終了日が公告日以降のものを有効とする。)